

市民法学の論理とヘーゲル『法の哲学』

小林 正 士

- 1 本稿の課題
- 2 ヘーゲル『法の哲学』概観
- 3 具体的自由の実現—その原理と構造
- 4 ヘーゲル市民社会論の原理と三つの契機・要素について
 - (1) 欲求の体系について
 - (2) 司法活動について
 - (3) 社会政策について
 - (4) 職能集団について
- 5 ヘーゲルの国家論
 - (1) はじめに
 - (2) 国内法
 - (3) 国内体制
- 6 終わりに

1 本稿の課題

法について学ぶということは、どのような意味を有しているのだろうか。この問いに対して、末川博氏は次のように答えている。即ち、「すでに法そのものが実践的な社会規範である以上……人間の社会的な行動における方向づけないし指針ともなるべきものをつかむという心構えの課題をふくんでいはずである。したがって、法学を志す者は、ただ技術的に法規範の解釈について学ぶだけでなく、法規範の拠って立つ基盤やその社会的機能についても省察する用意がなければなら⁽¹⁾ない」。

では、私たちがつかむべき方向ないし指針とは如何なるものであろうか。

思うに、これは単に私たちの恣意性や偶然性によって見出されるはずのものではなく、私たちの現にある社会構造の側から、否応なしに突きつけられる必然的な問題であると考える。表面的な争い事の中にも、実はそこに社会構造が孕む矛盾が潜んでいることがある。例えば、使用者と労働者との争いごとの中には、資本主義社会における使用者と労働者との関係性もつ矛盾した構造が潜んでいる。従って、私たちの考察の目は、個別具体的な法律であると同時に、そのような法律の基礎・土台である社会に対しても向けられる必要があるであろう。

一方で、私たちの社会的諸関係を取り巻く法規範というものは、実に種々様々に分かれて存在している。当然ながら、それは社会的必要や要求があって初めて生まれ、維持されているのであるが、しかし同時に、そうした区分はまた、「理念的な統一」を求めるものである。それは地方分権の必要が、同時に統一的な国家を求めるのと同様であろう。それならば、如何にして、その「理念的な統一」は可能なのだろうか。これは法哲学上の難問なのであるが、思うに、この統一を求めることは、同時に私たちがかつかわべき方向や指針と深く繋がっているのではないだろうか。このことは結局、私たちの社会には、なぜ法が存在しているのかと問うことだし、逆に、私たちが社会において、なぜ法を欲しているかという問題でもある。こうしたことを問うことは、それぞれ個別具体的な法律を解釈する上でも、全く無益な作業ではないであろう。なぜなら、思うに、法とは、自己と他者との関係性のあるところに必ず生まれるものであって、それは結局突き詰めれば、自己の自由と他者の自由、個の自由と共同性、換言すれば、自己の自由を、他者との関係性において、如何に豊かなものとして実現できるか、つまり、自己の自由の最大限の実現と、こうした自由を決して損なうことなく、如何に他者との関係性において、共同することができるか、という問題であると私は考えるからである。逆に言えば、他者との共同性を豊富なものにしつつ、如何にこれによって、自己の自由というものが、最大限に実現できるか、ということを経験することであると言えよう。要するに、自己が、他者の論理を如何に内面化しつ

つ、同時に自分自身の自立(自律)を失わずにいられるか、という問題に行きつくと考えるのである。

この点、石本雅男氏は次のように述べている。「もともと法は社会の平和な秩序を維持し、社会の進歩に役立つために存在すべきものであるという法の本質的な性格に理論的な基礎があるのである。そして法が社会の進歩に役立つということは、法が人類の理想的方向にすすむということである。よりいっそう具体的にいえば、人類がひとしく実質的に自由・平等の立場において、相互にその尊厳性を承認し合って、共同生活を営む生活の実現の方向にすすむ⁽²⁾ということである」。

ところで、「人類がひとしく実質的に自由・平等の立場において、相互にその尊厳性を承認し合って、共同生活を営む生活の実現の方向にすすむ」という認識は、市民法原理と相通じるものである。即ち、市民法原理とは、「諸個人の自由・平等・独立ということ、および、そうした自由な諸個人による連帯的な共同体の形成⁽³⁾」というものであるからである。市民法学は、このような認識を市民法原理として確立し、つまり、この原理をこれまでの哲学者・思想家の古典に立ち返って基礎づけ、もって現代法を体系的に再構成していこうという試みである。そこで私も本稿において、まずはこのような市民法原理を古典に立ち返って基礎づけていきたいと考える。本稿では、ヘーゲル『法の哲学』を考察し、このことを明らかにしていきたい。

2 ヘーゲル『法の哲学』概観

ヘーゲル『法の哲学』の主題とは何か。それは「自由」についてである、といっても間違いではないであろう。ヘーゲルによれば、私たちの「自由な意志」が法(正義)の土台であり、原理的出発点であると述べている⁽⁵⁾。そして、ヘーゲルは、『法の哲学』の中で、この「意志の自由」の原理を高度に発展・展開している。では、このような「意志の自由」の原理は、どのように発展・展開していつているのだろうか。

この点、まずヘーゲルは、意志の自由を社会的なものとして捉えている

〔長谷川宏訳『法哲学講義』（作品社、2000年）、§ 29、参照。以下同様〕〔G. W. F. Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts, Werke, 7 (Frankfurt a. M., 1970), § 29, S. 80. 以下出典は本文中に記載する〕。社会的なものとは何か。それは誰もが認識する一般的なもの、共同的なものということであろう。従って、ヘーゲルにあっては、意志の自由は社会的なものとして、つまり、諸個人と現実の社会・国家との関係において実現されなければならないものと考えられているのである。そして、自由意志を体現する社会的な存在としては、第一に「抽象的な正義（法）」、第二に「道徳」、第三に「共同体の倫理」（家族、市民社会、国家）として存在し、これがヘーゲル『法の哲学』の展開の道筋である（§ 33, S. 87, 参照）。このような発展段階を経ていき、諸個人の社会・共同体に対する認識も深化していくと考えられている。以下簡略に概観を述べれば次のようになる。

第一に、「抽象的な正義（法）」の段階において、自由な意志は、まず「所有」という形でそこに対象化される。例えば、ある物が私の物であると言う時、そこには私の自由な意志がその物に入り込んでいると考える。従って、私の「所有」が侵害されれば、それは私の自由な意志が侵害されたことなのである。故に、人々は私の「所有」権を尊重しなければならないのである。ここに、法の主体である自由な意志を持つ私的人格が登場するのである。しかしながら、この第一の段階ではまだ所有の主体である私的人格が登場したにすぎない。というのは、まだこの自由な意志をもつ私的人格の主体は、社会・共同体の中に位置づけられていないので、自由は抽象的な領域を出ないと考えられているからである。

次に、この自由な意志は、自己の内面の世界に還っていく。というのは、意志の自由は、外的な「所有」という形だけではなくて、自己の内面においても実現されなくてはならないからである。ここで重要なことは、自己の内面の自由は、他の誰によっても侵されることがあってはならないということである。従って、諸個人は、何らかの外的な権威や支配から強制されるのではなく、自分の意志に従って行動することができるということが認められる

ことになる。これが第二の道徳の領域である。この「道徳」の領域は、確かに、諸個人の内面的な自由が自覚されて、諸個人の精神的自由が実現されることは重要なことであり、これは現代の私たちにとっても手放すことができない重要な原理である。しかしながら、まだこの「道徳」の領域は、自由の実現への発展段階の一過程でしかないのである。なぜなら、この道徳の領域での内面的自由の原理は、個人的な領域をでないものであり、従って、社会・共同体との関係性の中で自由というものが考えられていないからである。それ故に、第三段階の共同体の倫理の領域に移って行かなければならないとヘーゲルは考えている。

第三段階の「共同体の倫理」は、「家族」、「市民社会」、「国家」の三つから構成されている。ここにヘーゲルが考える、諸個人と社会・共同体の関連を見ることができる。自由が最も高度に展開した、第三部「共同体の倫理」第3章「国家」のところからこれを見ていきたい。

3 具体的自由の実現—その原理と構造

さて、ヘーゲルは具体的な自由が実現するのは、「国家」においてであると考えているのであるが、ここで問題になるのは、そこでの国家と市民社会との関係である。

ヘーゲルが目指す国家と市民社会との関係は、どのようなものなのだろうか。この点、第三部「共同体の倫理」第三章「国家」第260節で明瞭にその関係性が述べられている。少し長くなるが、重要なところであるので引用したい。

「国家は具体的自由の実現体である。ところで、具体的な自由とはなにかといえば、個の人格とその特殊な利益が完全に開花し、その正当性がそれとして（家族と市民社会という組織の中で）承認されるとともに、個人がみずから進んで共同の利益とかかわり、知と意志にもとづいて、共同の利益こそがおのれの土台をなす精神だと認め、共同の利益を最終目的として活動することにある。したがって、具体的自由を実現した国家にあっては、特殊な利

益や知や意志をぬきにして共同の利益だけが強調されることも、実現されることもないし、個人が特殊な利益や知や意志のみに執着する私人として生活し、共同の利益を追求する意志ももたなければ、この目的にかなう現実ももたない、といったこともありえないのである」(§ 260, S. 406)。

ここからヘーゲルが考える市民社会と国家との関係、換言すれば、諸個人と社会・共同体との関連のあり方を明瞭にみることができる。まず、ヘーゲルは国家を具体的自由の実現体と捉えている。そして、この国家には、家族、市民社会も包摂された形で存在しており、その関係は、相互補完的、相互依存的な関係にあると言える⁽⁶⁾。従って、一方で、家族の側においては、国家の中で、家族の領域での素朴な、自然な形での友愛的・連帯的な共同性が保たれたまま存在する。また、市民社会の側においても、国家の中で、市民社会で行われる諸個人の特殊な利益追求、即ち自由な経済活動が十分に認められ実現されると同時に、諸個人の多種多様な能力が全面開花されることになる。さらには、自由な経済活動を通じて生計を確保することは、自己に対する自主独立と誇りの感情を養うことにもなる。

また翻ってみれば、ここでの諸個人は、自己の特殊な利益追求が認められ実現できるのは、自分自身の力だけでは決してこれを実現することができないことに気がつくのである。つまり、自己の利益を実現するためには、必然的に他者や社会共同体・国家を媒介にしなければ不可能なのであり、従って、自己はこうした共同存在性の原理に支えられているということが、内面的に自覚化されていくことになる。換言すれば、諸個人において社会・国家の持つ普遍性・共同性が、外側から押しつけられ形成されるのではなく、市民社会での個々の自由な活動を通じて、内的にこれが形成され、従って、共同の利益が自己の利益として認識され、故に、自己の利益も共同の利益と結びついていることが自覚化されることになるのである。

他方で、国家の側でも、国家は共同の利益の実現を目指すものなのであるが、このような特殊な市民社会を媒介にすることで、初めて強固な国家たりうるということが明らかになる。なぜなら、国家制度(権力)は、市民社会の成員

の内的に形成された共同性によって支えられることで、はじめてその正当性が認められることになるからである。つまり、一般性・普遍性の極としての国家は、国内の秩序維持や外敵からの防衛、また様々な法律制度をはじめとする国家の諸制度によって、特殊性の極としての市民の諸活動、諸権利を擁護し、もって文明の発展をもたらすとともに、多種多様な文化も花開く契機を与えることになる。従って、そのような国家にあっては、市民社会の成員が得る特殊な利益は、国家制度（権力）という普遍性に媒介されて存在しているという関係が、市民によって意識され、自覚化されることになる。それ故に、市民社会の成熟化は、国家の強固な基盤をもたらすことになると考えられているのである。

このようにヘーゲルは国家と市民社会との関係を捉えたのである。従って、また、ヘーゲルが次のように述べるのを理解することができるであろう。「近代国家の原理は、主観性の原理を特殊な人格の自立という極限にまで到らせる（市民社会の成熟—引用者注）と同時に、それを共同体の統一へと押しもどし、主観性の原理のうちに共同体の統一を保持するものであって、そこに近代国家のおそるべき強さと深さがある」（§ 260, S. 406）。

そこで、ここでのヘーゲルの市民社会と国家、諸個人と社会・共同体との関係性の視角から以下のことを言うことができると考える。第一に、個人の主体性の原理、例えば、諸個人の内的自由や個人の特殊な利益追求のための活動を認めないような、個人を滅却させた全体主義的なあり方をする社会をヘーゲルは認めない⁽⁷⁾ということが言える。第二に、個人の主体性の原理を認める社会ではあっても、しかし、共同存在性、普遍性の欠如した我利我利亡者がはびこる原子論的個人主義もヘーゲルは認めない⁽⁷⁾ということが出来る。従って、第三に、諸個人と社会・共同体とのあるべき在り方とは、一方で諸個人の主体性の原理を認めるとともに、他方同時に共同存在性の自覚的形成、例えば、他者との相互依存関係の自覚、国家、法律、社会制度など、こうした存在なくしては諸個人の自由は決して実現されることはないという認識⁽⁸⁾の下で社会形成がなされるべきだと考えているのである。

以上のように、ヘーゲル『法の哲学』に即して、国家と市民社会との関係性、換言すれば、諸個人と社会・共同体との関係性を見てきた。それは一言でいえば、社会において、諸個人の主体的原理の全面的な開花・実現、即ち市民社会の成熟化と同時に、国家における共同存在性の相即的实现を目指すものであった。

そこで次に問題になるのは、以上のような目指されるべき国家と市民社会との関連の仕方、あり方を実現するための具体的な国家機構を、ヘーゲルが一体どのような考えていたのかということである。では、この問題を考察していきたいと考えるが、その前に、ヘーゲルの市民社会論についてもう少し立ち入って考察していきたい。

4 ヘーゲル市民社会論の原理と三つの契機・要素について

ヘーゲルは、市民社会には二つの原理が存在すると述べている（§ 182, S. 339, 参照）。第一の原理とは、諸個人が自己の欲求を満たすために、様々な目的を掲げて自由に活動するという、特殊性の原理のことである。そして、第二の原理とは、自己の特殊な目的を掲げた諸個人が、自己の利益を実現しようと活動するなら、それは他者・社会との関係性の中でしか実現することができないという相互依存関係にあるので、必然的にそのような他者・社会に配慮せざるを得ないということである。これが第二の共同性・普遍性の原理である。

では、ヘーゲルの考えによれば、なぜ市民社会はこのような二つの原理を持つのかというと、それは、市民社会が以下の三つの契機・要素を含む社会であるからである。即ち、第一の要素は欲求の体系であり（§ 188, S. 346, 参照）、第二の要素は司法活動であり（同上）、第三の要素は社会政策と職能集団である（同上）。そして、第一の要素が特殊性の領域、第二の要素が一般性（共同性）の領域、第三の要素が特殊性と一般性（共同性）を統一させる領域となっている。このように市民社会は、三つの要素から構成されているのである。従って、市民社会をみるには、これら三つの要素に目を向ける

必要がある。

そこで、まず、先の市民社会の二つの原理は、どのような関係にあるのだろうか。ヘーゲルは、この二つの原理は真に互いが統一されたものにはなっておらず、「極端な分裂状態ゆえに共同体の倫理が失われた体系」 (§ 184, S. 340) であると考えている。つまり、それは、市民社会において、諸個人が自己の特殊な利益の実現のための活動にばかり目を奪われており、自己が他者や社会という共同性の原理によって支えられていることを自覚することなく活動しているという事態である。要するに、市民社会においては、特殊性の原理が支配原理になり、共同性の原理が後退してしまっている事態である。それ故に、このような分裂状態の市民社会は、「過剰および貧困の舞台と化し、両者に共通の、肉体的・精神的な頹廢の光景を示す」 (§ 185, S. 341) ことになるとヘーゲルは指摘している。そこでヘーゲルは、このような市民社会のネガティブな側面を克服していくために、特殊性の原理が支配する市民社会において、どのようにしてそこから一般性(共同性)が形成されていくのかということに注目している。以下では、市民社会の三つの要素がどのようなものなのかを見ていくとともに、ヘーゲルが、このような市民社会のネガティブな側面をどのように克服しようと考えているのかを見ていきたい。

(1) 欲求の体系について

まず、市民社会の特殊性の領域・第一の要素である「欲求の体系」から見ていきたい。

市民社会では、諸個人の特殊な欲求が存在する。人間の欲求というものは限界がないものである。従って、市民社会において、欲求はどんどん多様化し抽象化していく。諸個人の欲求が多様化し抽象化していくということは、その欲求に適合した形で、商品も多種多様化していくことになる。それ故に、市民社会では、労働が多様化し、抽象化する。つまり、市民社会では、分業が高度に発展することになる (§ 190-198, S. 347-352, 参照)。そし

て、ヘーゲルは、こうした市民社会における分業の発展には、ポジティブな面とネガティブな面があると考えている。それはどういうことなのだろうか。

即ち、確かに、分業の発展とともに自己の欲求を満たそうとすれば、必然的に他者に依存せざるを得ないという相互依存関係が全社会的に広がることになる。⁽⁹⁾これによってまた、生産性は拡大し社会的富は拡大する。さらに、社会的生産力の発展とともに、「理論的教養（学問、芸術などー引用者）」（§ 197, S. 352）や「実践的教養（労働技能などー引用者）」（同上）が豊かになる。こうしたことは市民社会にとってはポジティブな側面であろう。

しかしながら、他面、そこにはネガティブな側面も生じることとなる。即ち、「そうした富の増加とともに、従属と困窮も増加」（講義 § 195, 384頁）する、とヘーゲルは考えている。また、分業の発展に伴って、「各労働者は全体の一部だけにたずさわり、特殊な労働しかしなくな」（講義 § 198, 390頁）る。その結果、「労働はどんどんつまらないものになり」、「労働者の従属性が高まり、労働のなかで精神は鈍磨し、その場に依存した一面的な労働しかできなくなり、生計を立てるのにほかの道が考えられなくなる」（講義 § 198, 391頁）と指摘している。

このように、ヘーゲルは、一方における過剰な富の蓄積と、他方における貧困や労働者の従属性というように、欲求の体系としての市民社会を、矛盾した社会として認識していたわけである。しかしながら、ヘーゲルは、このように矛盾した市民社会だからといって、これを全否定し、特殊性の原理を排してしまおうとは考えていない（講義 § 185, 385頁, 参照）。なぜなら、前述したように、市民社会の成熟なくして、国家は成り立たないと考えているからである。では、この市民社会の矛盾としての貧困問題について、ヘーゲルがどのように考えていたのか問題になるが、これについては、後の「(3) 社会政策」のところで述べていきたい。先に述べたように、市民社会では、諸個人は、自由に自己の特殊な欲求を労働を媒介にして満たすことができる。しかしながら、そうした諸個人の活動が円滑に行われるためには、

「司法活動による所有の保護」が前提になる。従って、次に市民社会の一般性（共同性）の領域・第二の要素である「司法活動」について見ていきたい。

（2）司法活動について

司法活動においては、主として「所有の保護」が果たされる。市民社会では、諸個人が自己の特殊な欲求を実現させるために活動している。そこでは当然、各々の利害の衝突、紛争が発生する。そして、これに対して法律を適用して解決に導くのが司法活動の役割である。このことは、言わば司法活動という外的な力によって一般性（共同性）を回復させるものである。従って、司法活動によって自己の私的な所有を保護された諸個人は、司法活動という一般性（共同性）の活動を媒介にして、はじめて自己の私的な所有が護られたという認識に至ると考えられる。ここに、市民社会の諸個人が一般性（共同性）を身につけていく契機があるとヘーゲルは考えている。

しかしながら、このように司法活動による一般性（共同性）の実現は、裁判が生じた後に実現されるものであって、事後的なものである。従って、ヘーゲルは、そのような形での一般性（共同性）の実現は、まだ十分なものではないと考えている。なぜなら、諸個人の内面からの自覚的な活動として、一般性（共同性）が実現されていないからである。そこで、次に、市民社会における特殊性と一般性（共同性）とを統一させる領域と考えられている「社会政策と職能集団」について見ていきたい。

（3）社会政策について

まず、「社会政策」から見ていくことにする。ヘーゲルによれば、社会政策とは、「市民社会の統治と定義でき、目的とするところは生活上の正義（法）と幸福」（講義、461頁）であると考えている。具体的には以下のものである。犯罪や違法行為の取り締まりや防止措置（§ 232-234, S. 383, 参照）、公共事業や共同設備に関する事業（例えば、幹線道路、港、水道その

他共同の利害に関わるもの）（§ 235, S. 384, 参照）、生産者と消費者との間の利害調整（例えば日常的な生活必需品の価格査定、輸出入に関する業務、商品の品質に関しての監視・監督）（§ 236, S. 384, 参照）、教育の監督・指導（§ 239, S. 386, 参照）、放蕩者の矯正（§ 240, S. 381, 参照）、貧困対策（§ 241, S. 387, 参照）である。

このように、社会政策は、広く一般的な事柄に関するものであるので、諸個人の気まぐれな配慮の下に委ねるのではなく、中央官庁の配慮の下に行われなければならない、とヘーゲルは考えている（講義 § 235, 467頁, 参照）。ところで、先に述べたように、市民社会のネガティブな面として、富の増大に伴う貧困の拡大ということがあった。では、ヘーゲルは、この貧困の問題をどのようにして解決していくべきだと考えているのだろうか。⁽¹⁰⁾

この点、ヘーゲルは、個人の労働を媒介としないような慈善行為、慈善施設などによる対策には否定的な考えを持っている。なぜなら、ヘーゲルは、あくまでも諸個人が、自己労働によって生計を立てていくことが市民社会の原理であると考えているからである（§ 245, S. 390, 参照）。つまり、労働を媒介にすることによって、諸個人は、自己の労働が社会全体の相互依存関係の網の目の中に位置づけられるので、他者・社会と繋がることができ、それによって、自主独立と誇りの感情という市民社会の成員にとって重要な名誉を失わずにすむからである。また逆に、この自主独立と誇りの感情を失ってしまうと、そこに現れてくるのが「賤民」（§ 244, S. 389）であると述べている。

このように、ヘーゲルは、貧困に対しては、あくまでも自己の労働を媒介にした政策の必要性を指摘しているが、しかし他面では、そのような政策は、生産物の過剰を招くので、問題（生産過剰による失業問題）があると考えている（§ 245, S. 390, 参照）。そこで、この生産過剰を解消するために、「外国に消費者を求め」（§ 246, S. 391）ていく方向に動いていくと考えている。では、このような自助を原理とした貧困対策がうまくいかなかった場合はどうするのか。これについては後の「(4) 職能集団」のところで

見ていきたい。

以上のように、ヘーゲルは貧困に対しても、あくまで自己の労働を媒介にした欲求の充足という市民社会の主体性の原理（特殊性の原理）を保持する姿勢が貫かれている。やはり、この原理は、市民社会の核になる原理の一つとして、見失ってはならない原理であると言える。

社会政策は、統治という側面を持って、外的に特殊性と一般性（共同性）とを実現して行こうというのに対して、次に見ていく「職能集団」は、「個々に内在する内面的な目的であり、活動」（講義 § 249, 487頁）である。つまり、これは諸個人の一般性（共同性）実現に向けての意識的、自覚的活動である。そこで、「職能集団」について見ていきたい。

（４）職能集団について

「職能集団」に関して重要なことは、次の二点であると思われる。一つは、職能集団では諸個人が主体的に、自覚的に共同性の実現のために活動できる領域として位置づけられていること。二つ目は、そのような職能集団（市民社会）が、家族と国家との中間項に位置づけられることによって、国家との有機的関連を実現するということである（講義 § 251, 487-490頁, 参照）。つまり、各々特殊な諸個人によって構成された職能集団の目的が、国家というもう一段高い共同性と繋がるための、重要な契機として位置づけられているということである。そして、この二つ目の点について、ヘーゲルは次のように述べている。

「職能集団にあっては、同時に、個々の利益が組織化され、共同の利益が形成され、それを核に一定の集団が作られて、それが国家と本質的な結びつきをもちます。国家とのこの結びつきがもっとも重要な点です」（講義 § 251, 488頁）。

このように見てみれば明らかであるが、国家において、諸個人の主体性および共同性の実現には、この職能集団（市民社会）という中間項が不可欠の要素であるということである。では、職能集団の基本（目的）とはどのよう

なものなのか。この点、ヘーゲルは二つの目的があると述べている。即ち、第一の目的は「生計の確保」、第二の目的は「職能集団の成員の一人一人の幸福が全体の幸福に繋がるように、そのような一般性（共同性）を自覚し、実現すること」である（講義 § 251, 496頁, 参照）。

市民社会では営業の自由が認められ、諸個人による自由な経済活動が営まれる。従って、そこでは、先にも述べたように、分業が発展するとともに、社会的な生産力も発展し富は増大する。一方で、そうした社会的富の増大とともに、社会において貧困問題が現象する。このように、ヘーゲルは、市民社会の矛盾した両面を見ていた。ヘーゲルは、一方で、「近代の原理は『自由放任』にあ」（講義 § 254, 493頁）と述べ、これを肯定しつつも、しかし、他方では、「すべてをなるにまかせよ、という原則ゆえに、生計の確保は危くなり、家族への配慮も偶然の手にゆだねられ」（講義 § 254, 494頁）と述べている。では、この矛盾をどう解決していけばよいと考えているのだろうか。

この点、ヘーゲルが考えたのは、先に述べたように、まずは「自助」であった。それは諸個人にとって、自主独立と誇りの感情が、何よりも重要な要素であったからである。しかしながら、ヘーゲルは、自助だけでこのような矛盾が解消されるとは考えていない。即ち、「市民社会は、すべての貧困な家長や、破産した家長、および、数多くの賤民を扶養する義務があって、さもないと社会が危険にさらされ」（講義 § 254, 497頁）と認識していた。従って、ヘーゲルは、同時に職能団体に「共助」の役割を担わせている（講義 § 252, 491-492頁, 参照）。このように、職能集団の成員は、自己の利益だけではなく、同時に他の成員にも配慮をめぐらし、相互に助け合いながら活動するのである。それ故、職能集団は「第二の家族」（§ 252, S. 394）のようなものであると考えられている。

また、職能集団の成員は、そのような活動を通じて、「誇りをもち、その仕事が社会的に承認され」（講義 § 254, 495頁）ようになる。従って、ヘーゲルは、「結婚の神聖さと職能集団のもつ誇りは、市民社会の解体をつな

ぎとめる二つの軸である」（同上）と述べるのである。そして、職能集団における共助が果たせなかった場合は、社会政策による「公助」に頼らざるをえないであろう。実際、ヘーゲルもそのように考えている（講義 § 241, 477 頁、参照）。こうしてヘーゲルは、市民社会の矛盾がもたらす貧困問題に関しては、自助、共助、公助の三つの対策を想定していたと考えられるのである。⁽¹¹⁾

以上、職能集団について見てきた。職能集団の活動によって、そこでの諸個人の目的は、職能集団共通の目的へと一般化されていった。しかしながら、ヘーゲルによれば、まだこうした共通の目的は、職能集団という領域に制約されたものであると考えている。従って、さらに一般性（共同性）を押し広げるべく、職能集団から国家の領域に進んでいくことになる。

5 ヘーゲルの国家論

(1) はじめに

前述したように、国家では「具体的自由の実現」（§ 260, S. 406）が目指される。そして、「具体的自由」とは、国家において、諸個人の自由が実現されるとともに、つまり、家族および市民社会の十分な成熟を実現するとともに、国家における共同の自由も実現されるということである。⁽¹²⁾では、このようなあり方を可能にする国家機構とはどのようなものなのか。ヘーゲルの考えを見ていきたい。

まず、「国家機構」に関する論点は、ヘーゲル国家論の全体の中のどの位置にあるのかを示しておきたい。ヘーゲルは国家において三つの理念があると考えている。即ち、A「国内法」、B他の諸国との関係での「国際法」、C「世界史」である。この中でも「国家機構」の論点は、A「国内法」で取り上げられている。従って、以下では、国家論の中でも A「国内法」に関してのみ検討していきたい。

(2) 国内法

ヘーゲルは、「国内法」を主観的な面と客観的な面とに分けている（§ 267, S. 412参照）。そして、主観的な面は「政治意識」（同上）であり、客観的な面は「国家体制（憲法）」（同上）であると述べている。では、主観的な面としての「政治意識」とは何であろうか。

ヘーゲルによれば、「政治意識」とは愛国心であると考えている。ヘーゲルが考える愛国心とは何か。ヘーゲルは、愛国心に関して、次のように述べている。

愛国心は、「国家のうちにある制度が理性を現実¹³に体现し、制度にふさわしい行動によって、その理性が現に発動する、という事態がなりたつとき、その結果としてはじめて生じてくる」（§ 268, S. 413）。「愛国心は国家に対する信頼であり、わたしの生活上の特殊な利益が他者〔国家〕の利益と目的のうちに、つまり、個としての私と国家との関係のうちに、保存され、ふくまれる、という意識である。が、まさにこの意識ゆえに、国家はもうわたしにとって他者ではなく、わたしは自由である」（同上）。

つまり、ヘーゲルが考える愛国心とは、国家制度に対する信頼があっ¹³てはじめて生まれてくるものである。では、その信頼の根拠になるものは何か。それは諸個人の生活上の特殊な利益が、他者（国家）によって媒介されてはじめて実現可能になるという自覚である。そうした自覚が、諸個人にとって内的に生成されることによって、他者（国家）の論理が、自己にとって外的なものではなく、まさに自己が普遍性（共同性）そのものを、即ち、他者（国家）そのものを望むことになるのである。それ故に、このような自己は他者（国家）との関係において、「自由」であると言える。このような心構えであると考えられる。

次に、客観的な面である「国家体制（憲法）」について見ていきたい。ヘーゲルは国家体制（憲法）には二つの面があると考えている。一つは「国内体制」であり、もう一つは「対外主権」である。「国内体制」について特に問題になるので、本稿では「国内体制」のみ検討することにしたい。

(3) 国内体制

ヘーゲルが考える最善の国内体制とは、具体的には、「立憲君主制」である。では、ヘーゲルが考える「立憲君主制」とは、どのようなものなのだろうか。

まずヘーゲルは、国家体制を次のような三つの要素に分類している。第一に「一般原則を決定し確定する権力—立法権」(§ 273, S. 435)、第二に「特殊な分野や個別の事例を一般原則のもとに包摂する権力—統治権」(同上)、第三に「最終的な意思決定をおこなう主観性の権力—君主権」(同上)である。では、君主権について見ていきたい。

ヘーゲルは、立憲君主制を、「理性的な体制」(講義 § 279, 534頁)であるとしている。なぜなら、それは、「憲法にもとづいて組織」(同上)されるからであると考えている。従って、ヘーゲルは、確かに、君主権が統治権および立法権の要素を内に含むものであると考えているのであるが (§ 275, S. 441, 参照)、決して君主権に絶対的な権力を持たせているわけではない。むしろ、立憲君主制の「立憲」の部分に目を向けており、君主権は形式的なものとして考えていたようである。それは次のようなところからも伺い知ることができる。即ち、「立憲体制がしっかりしていれば、(君主は一引用者)署名以外にすることはありません。名前だけが必要であって、名前だけの空虚な『わたしは意志する』こそが、なにものにも越えられぬ頂点をなす」(講義 § 279, 537頁)。それ故に、このような君主権にあっては、その君主は「世襲君主」 (§ 286, S. 456, 参照)として考えられている。

このように、君主は、統一された国家の頂点として決断し、意志する主体として考えられていたのである。では、その君主が意志する「内容」は誰が決めていたのであろうか。それは、「最高審議職 (内閣—引用者)」 (§ 283, S. 455) の構成員であると考えられている。そして、確かに、この最高審議職の構成員の任免は、君主に一存されている (同上, 参照)。しかしながら、君主が決断する「内容は……君主とは別の機関で考えだされねばならない」

(講義 § 283, 547頁) し、また、君主の「決断は当該の法律と機構の打ちだす考えに従属」(同上) すると、ヘーゲルは考えているのである。従って、決断の内容に関しては、「君主に責任はない」(講義 § 283, 548頁) としている⁽¹⁴⁾。それ故に、以上のことから、ヘーゲルが、決して君主権に絶対性を持たそうとしていたわけではないことが分かる⁽¹⁵⁾。

次に、君主が決断したことを実施していく統治権について見ていきたい。

統治権について、ヘーゲルは、そこに「司法権と社会政策権がふくまれる」(§ 287, S. 457) と考えている。そこで重要なことは、「市民社会の特殊な面と密接な関係を持ち、特殊な目的が共同の利益につながるよう配慮する」(同上) ことであると考えられている。そして、これを実行するのが「官僚」の役目である。従って、「政府関係者と国家官僚は、国民の大衆の教養ある知性と法意識とを体現する、中間階層の中心部分をなす」(§ 297, S. 464) とし、ヘーゲルはその役割に期待している。

またヘーゲルは、統治権について、上からの統治と下からの統治があると考えている。即ち、上からの統治には、「首相、国家宰相、内閣顧問など」(講義 § 287, 551頁) が設けられることになり、それは「中央集権制」(同上) の仕組みであり、そのメリットは「共同の国家利益にとって必要なことが、もっとも容易に、もっとも迅速に、もっとも有効に実行される」(同上) ところにあると見ている。

しかしながら、そのような上からの官僚主体な国家統治だけを、ヘーゲルは考えていたわけではなかった。「下部の組織化こそもっとも大切なこと」(講義 § 287, 553頁) と考えていたのである。そこで、この下からの統治のためには、「地方自治体、職能集団などにおける自立的活動の保証」(同上) が与えられることになる。

さらにまた、ヘーゲルは、官僚の側で統治権の濫用をさせないために、一方で、内部には、それを「官僚機構の位階制と責任制」(§ 295, S. 463) に求めつつも、他方、外部においては、地方自治体や職能集団が一定の権限をもつことで濫用を防ごうとしている(同上, 参照)。この下部の組織化の制

度、つまり、国民が職能集団や地方自治体の活動に参画し、一定の権限をもって自治を行うこと、これによって組織化された団体の代表者が、代議士として「議会上院」⁽¹⁶⁾を成し、これが統治権を監視するとともに、君主権をも監視することになる。⁽¹⁷⁾そこで、立法権における議会の役割について見ていきたい。

まず、ヘーゲルは「議会」というものを、政府と国民との間を媒介する機関として位置づけている。そして、この議会が果たす役割は大きいように思われる。即ち、ヘーゲルは、議会に関して次のように述べている。「政府と国民の媒介を使命とする議会は……君主権が、一方の極に孤立して、たんなるわがままな支配権としてあらわれるのを防ぐとともに、地方自治体や職能集団や個々人の特殊な利益が孤立することを防」 (§ 302, S. 471) ぐ。このように議会は、一方で、君主権の恣意的な支配としての孤立化を防ぐとともに、他方では、地方自治体や職能集団の特殊な利益が孤立しないように配慮することが求められるのである。従って、そのような議会にあっては、その使命は次のようなものになる。即ち、「主観的・形式的な自由の要素たる公共意識を、多数の人間の意見ないし思想という経験的な一般性（共同性）として顕現させることにある」 (§ 301, S. 468)。つまり、議会は、市民社会と国家とを繋ぐ重要な媒介機関として、従って、私的な特殊性を普遍性・共同性へともたらず機関として位置づけられているのである。また重要なことは、「議会で多くの人が議論に加わり、参政権が目に見える形でみんなのものとなり、主観的自由の要素が満たされること」（講義 § 301, 565頁）であると考えている。そして、そのためには、「議会の公開」 (§ 314-315, S. 482) が不可欠であるし、「公的伝達の自由（言論・出版の自由）」 (§ 319, S. 486) も不可欠のものであるとヘーゲルは考えている。ここから、ヘーゲルが諸個人の特殊な利益を共同の利益へと結びつけていこうとしていることが伺われる。

6 終わりに

以上で、市民法原理というものを、ヘーゲル『法の哲学』によって基礎づけていくという本稿での課題を終えたいと思う。ヘーゲルの取り組んだ課題は、長谷川宏氏が指摘するように、「徹底した個人の自由とゆるぎない国家的統一との矛盾をどう克服する⁽¹⁸⁾か」というものであった。諸個人は、市民社会において、自由に自己の特殊な欲求を満足させるべく活動することが許される。一方、国家の領域においては、普遍的な共同の利益というものが目指される。そこでは、ともすると、諸個人は私的利益の活動に専念する結果、国家の持つ共同存在性の原理は、何か彼岸のものとして意識される。しかし、諸個人の欲求が満たされるのは、他者（国家）の存在なくしては、一切これを実現することができないという存在構造に規定されている。また、国家の側でも、諸個人の特殊性の原理の承認なしには、その存在の正当性を得られないという構造になっている。従って、特殊性の原理と共同存在性の原理は、相互依存関係にある⁽¹⁹⁾と言える。それ故、原理的には次のように言えるであろう。国家は、市民社会の成熟化を支えていかなければならない。つまり国家は、諸個人が市民社会において、経済的、政治的、法的、社会的、文化的に、自由に活動できるように、その活動を承認し擁護する義務があり、従って、また、諸個人の生命・財産・幸福追求を保持保全する義務もある。他方で、諸個人は、そのような国家体制を信頼し、擁護し、共同の利益を求め活動しなければならない。従って、万一にも国家体制が危機に瀕した場合は、諸個人は自身の生命を賭けて立ち上がらなければならない。実際、ヘーゲルも次のように述べている。「個体である国家のために身を捧げることは、万人の負う共同体的関係であり、国民全体の義務である」 (§ 325, S. 494)。こうしたことは、諸個人と国家との関係性から生じる原理的な帰結であると言える。

以上のような問題を自覚的に見据えることは、法学を学ぶ上でも重要なことである⁽²⁰⁾と考える。なぜなら、私たちが学ぶ法は、社会と密接不可分であ

り、その社会とは、自己と他者との関係性の総体である以上、諸個人と社会・共同体とのあり方、その理論的視座を問題にせざるを得ず、従って、それは、法を学ぶ者一人一人が、如何に法と向き合うかという姿勢を問うことになるからである。

- (1) 末川博編著『法学の基礎』（法律文化社、1958年）はしがき。
- (2) 末川編・前掲注（1）石本雅男「近代法」（『法学の基礎』所収）211－212頁。
- (3) 篠原敏雄『市民法学の基礎理論』（勁草書房、1995年）342頁。
- (4) 最近の研究報告として、清水誠/篠原敏雄「市民法学・市民法論の現在」（『法律時報』2007年79巻通巻990号、所収）366－375頁、参照。
- (5) G. W. F. Hegel, Philosophie des Rechts nach der Vorlesungsnachschrift K. G. v. Griesheims 1824/25, herausge. v. K.-H. Ilting, 長谷川宏訳『法哲学講義』（作品社、2000年）§ 4、621頁、参照。本稿では、ヘーゲル、長谷川宏訳1824/25年『法哲学講義』（作品社、2000年）を用いることとする。これには、ヘーゲル自身が書いた『法哲学要綱』である主文と、その『法哲学要綱』の講義内容を生徒グリースハイムがノートに記していた部分とが載せられている。そこで、引用に際しては、「要綱」と「講義」の部分を明確に区別するため、「講義」の場合は「講義」と示すことにしたい。
- (6) 福吉勝男氏は、「市民社会と国家の関係は相関的であり、その関係作用は相互的である」と指摘している。福吉勝男『使えるヘーゲル』（平凡社新書、2006年）127頁。
- (7) 福吉氏は現存社会主義国において民主主義がない、育たないのはなぜかと問い、次のように述べている。「現存社会主義国には『市民社会』が存在しないことが最大の原因ではないか…。ここから私のヘーゲル『市民社会論』の勉強がはじまった」。福吉勝男『ヘーゲルに還る』（中公新書、1999年）16頁。
- (8) このようなヘーゲルの理論的視座に関して、篠原敏雄『市民法学の可能性』（勁草書房、2003年）8－20頁、参照。篠原・前掲注（3）『市民法学の基礎理論』232－239頁、参照。
- (9) この点、ヘーゲルは次のように述べている。「万人が万人に依存する、という生産と享受の全面的な網の目のつながりは、各人にとって、共同の持続的な財産であって、それは、だれでもがその教養と技量に応じて自分のものとし、もって自分の生活を安定させることのできるようなものである。逆にまた、各人が自らの労働によって得たものがこの共同の財産を維持し増加させるのである」（§ 199, S. 353）。
- (10) ヘーゲルは244節追加の箇所以下のように述べている。「いかにして貧困を取

り除くべきかという重大問題こそ、とりわけ近代社会を動かし苦しめている問題なのである」。G. W. F. Hegel, Grundlinien der Philosophie des Recht, Werke, 7 (Frankfurt a. M. 1970)、藤野/赤沢訳『法の哲学』II (中央公論新社、2001年) 199頁。

- (11) この点、小川仁志氏は、ヘーゲルが自助、共助、公助の三つが有機的に機能するような福祉国家システムを構想していたと考えている。小川仁志「ヘーゲルの多元主義国家観」(『ヘーゲル哲学研究』(こぶし書房、2006年 vol.12) 所収) 155-167頁、参照。同様の見解として、福吉・前掲注(6)『使えるヘーゲル』63-67頁、参照。
- (12) 福吉勝男「ヘーゲルの『国家』本質論素描」(加藤尚武・滝口清栄編『ヘーゲルの国家論』(理想社、2006年) 所収) 43頁、参照。
- (13) アヴィネリ 高柳良治訳『ヘーゲルの近代国家論』(未来社、1978年) 279頁、参照。
- (14) この点、滝口氏は、「最終意志決定としての君主権は…責任内閣制を前提として初めて成立する概念である」と述べている。滝口清栄『「ヘーゲル法(権利)の哲学」形成と展開』(御茶の水書房、2007年) 227頁。
- (15) この点、滝口氏は「この区分(ヘーゲルが、君主権、統治権、立法権と分けつつも、各権力は他の二つの要素を合わせ含んでいるということ一引用者)は、とくにフランスの近代国家形成途上の混乱とその収束に関係がある」と述べている。滝口氏によれば、この時代、フランスでは頂点となる権力が厳格に定まっていなかったため混乱が生じていたという。そこで、当時、ナポレオンが国王を権力の頂点に据えた。しかしながら、これは単なる王政復古ではなく、「ナポレオン時代の市民的自由や制度を継承し」、「この時代に、君主権と執行権を分離し、君主権を一種の『中立的権力』ないし『調整的権力』とする思想が生まれた」と滝口氏は指摘する。従って、そのことがヘーゲルに影響を与えていたと考えられる。それ故に、このような社会的状況に鑑みれば、ヘーゲルも君主権が他の権力機関を従属させるような絶対的なものと考えようなことはしなかったであろうと考えられる。滝口・前掲注(14)『「ヘーゲル法(権利)の哲学」形成と展開』208頁。
- (16) 加藤/滝口編・前掲注(12) 神山信弘「ヘーゲル『法の哲学』における『国家の論理』」(『ヘーゲルの国家論』所収) 81頁、参照。
- (17) この点、神山信弘氏は次のように述べている。「統治権は、意志の特殊態にかかわる点でつねに<恣意>とならざるをえない面をもつが、そのなすことが人民の『公共的な意識』としての普遍態たりうるかどうか、つまり<恣意>を脱しているかどうか、この点のチェックにこそ、ヘーゲル的な議会の本質的な意義があった」と指摘している。加藤/滝口編・前掲注(16) 神山「ヘーゲル『法の哲学』における『国家の論理』」83頁。

- (18) 長谷川宏『ヘーゲルの歴史意識』(講談社学術文庫、1998年) 110頁。
- (19) 中埜肇氏は、ヘーゲルの「具体的普遍」という観念について次のように述べている。「普遍もしくは一般者に対立するものは特殊であるが、普遍が特殊を包括し超越するというだけでは、両者の間に論理的な包摂関係が成り立つだけで、こういう普遍は空虚で抽象的である。これに反して真の普遍というものは特殊を包むばかりでなく、自分の中で特殊を働かせることによって自分を生かし、逆に自分が特殊の中に入りこんでそれを生かすというものでなければならない。言い換えれば普遍と特殊とは、一方が存在するためには他方の存在を条件とするという密接な媒介関係にななければならない」。中埜肇『ヘーゲル』(中公新書、1968年) 135頁。

[参考文献]

- アヴィネリ 高柳良治訳『ヘーゲルの国家論』(未来社、1978年)。
- 小川仁志「ヘーゲルの多元主義国家観」(『ヘーゲル哲学研究』(こぶし書房、2006年 vol.12) 所収)。
- 加藤尚武・滝口清栄編『ヘーゲルの国家論』(理想社、2006年)。
- G. W. F. Hegel, Grundlinien der Philosophie des Recht, Werke, 7 (Frankfurt a. M. 1970) 藤野/赤沢訳『法の哲学』I, II (中央公論新社、2001年)。
- G. W. F. Hegel, Philosophie des Rechts nach der Vorlesungsnachschrift K. G. v. Griesheims 1824/25, herausge. v. K.-H. Ilting, 長谷川宏訳『法哲学講義』(作品社、2000年)。
- 篠原敏雄『市民法の基礎構造—法・国家・市民社会—』(論創社、1986年)。
- 篠原敏雄『市民法学の基礎理論—理論法学の軌跡—』(勁草書房、1995年)。
- 篠原敏雄『市民法学の可能性—自由の実現とヘーゲル、マルクス—』(勁草書房、2003年)。
- 篠原敏雄「沼田稲次郎『労働法論序説—労働法原理の論理的構造—』を読む—市民法学の視座から」(横井芳弘・篠原敏雄・辻村昌昭編著『市民社会の変容と労働法』(信山社、2005年) 所収)。
- 篠原敏雄「市民法学の法哲学的基礎—市民社会論と自由の実現—」(原島重義先生傘寿記念論文集『市民法学の歴史的・思想的展開』(信山社、2006年) 所収)。
- 清水誠/篠原敏雄「市民法学・市民法論の現在」(『法律時報』2007年79巻通巻990号、所収)。
- 城塚 登『ヘーゲル』(講談社学術文庫、1997年)。
- 末川 博編『法学の基礎』(法律文化社、1958年)。
- 杉田孝夫「政治思想としての精神現象学」(『理想』(理想社、2007年 No 679) 所収)。
- 高柳良治『ヘーゲル社会理論の射程』(御茶の水書房、2000年)。

- 滝口清栄「ヘーゲル法哲学の基本構想・公と私の脱構築」(『思想』(岩波書店、2002年) 935号)。
- 滝口清栄『ヘーゲル『法(権利)の哲学』形成と展開』(御茶の水書房、2007年)。
- 竹田青嗣・西研『よみがえれ、哲学』(日本放送出版協会、2004年)。
- 田中美知太郎『市民と国家—田中美知太郎政治論集』(サンケイ出版、1979年)。
- C・テイラー『ヘーゲルと近代社会』(岩波書店、1981年)。
- 中埜 肇『ヘーゲル—理性と現実』(中公新書、1968年)。
- 中埜 肇『ヘーゲル哲学の根本にあるもの』(以文社、1974年)。
- 西 研 『ヘーゲル・大人のなりかた』(日本放送出版協会、1995年)。
- 長谷川宏『新しいヘーゲル』(講談社現代新書、1997年)。
- 長谷川宏『ヘーゲルの歴史意識』(講談社学術文庫、1998年)。
- 福吉勝男「ヘーゲルにおける<理性—現実>関係把握の変化」(『理想』(理想社、1999年) 所収)。
- 福吉勝男『ヘーゲルに還る—市民社会から国家へ』(中公新書、1999年)。
- 福吉勝男『使えるヘーゲル』(平凡社新書、2006年)。
- リッター 出口純夫訳『ヘーゲルとフランス革命』(理想社、1966年)。